

高松市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（抜粋）

（事業の認可の申請）

第11条 終身賃貸事業者は、法第52条第1項の認可を受けようとするときは、省令第32条第1項で定める事業認可申請書に、法第53条第2項に規定する書面のほか、法第57条第1項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅において終身賃貸事業を行うことを誓約する誓約書（様式第10号）その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（事業の認可の通知）

第12条 法第55条の規定による事業の認可の通知は、終身賃貸事業認可通知書（様式第11号）により行うものとする。

（事業の変更）

第13条 法第56条第1項の規定による事業の変更の認可の申請は、終身賃貸事業変更認可申請書（様式第12号）により行わなければならない。

2 法第56条第2項において準用する法第55条の規定による事業の変更の認可の通知は、終身賃貸事業変更認可通知書（様式第13号）により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第14条 法第57条第3項の規定による届出は、終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書（様式第14号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（解約の申入れ）

第15条 法第59条第1項の規定による承認を受けようとする認可事業者は、終身建物賃貸借解約申入承認申請書（様式第15号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、終身建物賃貸借解約申入承認通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（認可事業者の報告の徴収）

第16条 認可事業者は、市長から法第67条の規定による認可住宅の管理の状況についての報告を求められたときは、認可住宅管理状況報告書（様式第17号）により、市長に報告しなければならない。

(地位の承継)

第17条 法第68条第2項の規定による届出は、認可事業者地位承継届出書(様式第18号)により行わなければならない。

2 法第68条第3項に規定する承認を受けようとする者は、認可事業者地位承継承認申請書(様式第19号)により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、認可事業者地位承継承認通知書(様式第20号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業認可の取消しの通知)

第18条 法第70条第2項において準用する法第55条の規定による事業認可の取消しの通知は、事業認可取消通知書(様式第21号)により行うものとする。

(事業の廃止)

第19条 法第71条第1項の規定による事業の廃止の届出は、事業廃止届出書(様式第22号)により行わなければならない。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。